

代理事務所フォーマット

作成日付	2020年1月15日
ご記入者名	張繼成

\* [ ] の部分のみ記入(選択)ください

◇事務所概要

事務所 中文名称	北京市联德律师事务所
事務所 英文名称	LexField Law Offices
本社 住所	北京市朝阳区朝外大街16号中国人寿ビル1009室
設立 年月	H16.7.1
従業員 数	122名
TEL	+86-10-85253366
FAX	+86-10-85251550/1552
E-mail アドレス	general@lexfieldlaw.com
事務所 Homepage	www.lexfieldlaw.com

代表者名  
日系企業対応窓口  
主要技術分野責任者

氏名	TEL	FAX	E-mail
劉元月	+86-10-8525-1556	+86-10-85251550/1552	jan.liu@lexfield.com
劉元月(商標)	+86-10-8525-1556	同上	jan.liu@lexfield.com
張繼成(専利)	+86-10-8525-1517	同上	jicheng.zhang@lexfield.com
蔣洪義/全般	+86-10-8525-1518	同上	hongyi.jiang@lexfield.com
席凌傑/機械	+86-10-85253366 ext. 318	同上	mason.xi@lexfieldlaw.com
闫世暉/電子	+86-10-8530-6315	同上	carrie.yan@lexfieldlaw.com
梁帆/電子	+86-10-8530-6342	同上	alex.liang@lexfieldlaw.com
黄大正/コンピュータ	+86-10-8572-8345	同上	david.huang@lexfieldlaw.com
張小英/化学	+86-10-8562-8481	同上	lily.zhang@lexfieldlaw.com
趙啓杉/SEP政策	+86-10-8561-8471	同上	qishan.zhao@lexfieldlaw.com

◇支所概要

中国国内外	設立年月	所在地	人数	TEL	FAX	E-Mail	責任者

◇コミュニケーション

言語	会話レベル	会話可能者数	文書レベル	文書可能者数
日本語	可能	7	可能	11
詳細内訳: 資格取得名称・取得人数等	日本語検定○級○人	日本語検定○級○人	日本語検定○級○人	日本語検定○級○人
英語	可能	34	可能	70

◇事務所(人数)  
部門相互の重複記入は不可

専利業務担当者数	機械部	化学部	電気部	その他分野部門	意匠	小計	合計
専利代理資格あり(弁理士)	3	3	3	2	1	12	29
専利代理資格なし(技術者)	2	1	2	1	0	6	
翻訳者	2	1	2	1		6	
事務員						5	

  

商標業務	人数	合計	知財訴訟業務	専利担当	商標担当	その他	合計
商標弁理士	37	65	弁護士	16	7		23
翻訳者	2		翻訳者	4	2		6
事務員	26		事務員	2	3		5

◇その他

専利業務における主な顧客の業種	1位:通信(30%)、2位:消費品(50%)、3位:医薬品・化学(20%)					
主な依頼技術分野	通信	機械	化学	医薬品		
商標業務における主な顧客の業種	1位:テクノロジー(35%)、2位:化粧品(27%)、3位:医薬品・食品(16%)					
商標業務における主な顧客の業種						
コンサルティングサービスの提供について	提供可	知財全般	コンサルティングサービスの料金→固定費用、タイムチャージ選択可			
決済時の通貨(外国顧客向け)(複数選択可)	<input checked="" type="checkbox"/>	人民元	<input checked="" type="checkbox"/>	米ドル	<input checked="" type="checkbox"/>	日本円
専利調査の使用DB名称	智慧芽専利データベース(Patsnap)					
商標調査の使用DB名称	国方商標データベース		白兔商標データベース			
クライアントの内外比率	95%:5%	主な外国クライアントの国籍と比率	日本(40%)、米国(40%)、欧州他(20%)			

◇事務所コメント

提携法律事務所・調査会社等の有無	有
提携事務所・会社名(任意)	

特長などについて自由記述してください:  
 聯德法律事務所は、特許、商標などの知的財産権業務を中心とし、且つ当該領域において、出願とコンサルティングから訴訟代理及び他の紛争処理などまで、全面的な知的財産法律サービスを提供する専門的な法律事務所です。事務所の多くのスタッフは長年の経験を持ちベテラン知的財産権弁護士、弁理士であり、そのうちの一部は人民法院又は国家知識産権局に在籍した経験もあります。

1、商標業務の特長  
 1) 各種複雑な商標及びソフトIP紛争の案件の取り扱いに重視し、且つ得意である。  
 2) 各法律案件にお客様が追求するビジネス目的を十分に考慮したうえ、実用性のある法律解決案を提供する。  
 3) お客様のビジネスモデルと製品経営特徴を十分に理解と考慮した上、実用性あり、権利行使しやすく、経済的な長期ブランド保護戦略を提供する。  
 4) 商標コンサルティング、商標/ドメイン登録、商標ライセンス、紛争解決業務、反不正競争の法律業務、権利侵害・ニセモノ対策業務、権利侵害訴訟業務においても非常に豊富な法律経験を持っている。  
 5) 多数の商標案件において、知名商標の認定を獲得した。  
 6) 長年以來、多くの日本企業、欧米企業を含む数百社のお客様を代表し、大量な各種の商標法律案件を成功に取り扱った。長年に渡ってサービスを提供するお客様は、日本、米国、欧州の数十社の多国籍企業、数百社の中小企業を含み、工業領域において、化粧品、ハイテック、IT、石油、自動車、電子、加工、医薬品、小売り、音楽、ゲーム、エンターテインメントなどを含む。

2、専利訴訟、無効審判業務の特長  
 1) 多くの勝訴判例は、余分指定原則、均等論、禁反言、補正違反の判定、無効審判における請求項の補正方法などの専利法の基本原則の形成に影響を与えた。  
 2) 損害賠償金2,000万人民元を超えた専利侵害案件4件の勝訴を収めた。  
 3) 某アメリカの大手移動通信メーカーを代表し、某アメリカの大手スマートフォンメーカーに対する2件の専利権侵害訴訟において差止命令を勝ち取った。  
 4) 多数の判例が最高人民法院又は高級人民法院による年度判例として選出された。  
 ・3件の勝訴判例が最高人民法院に「中国法院知的財産権司法保護トップ10案件」として選出された。  
 ・数年連続に「知的財産権司法保護年度50件典型的な判例」として選出された。  
 5) 北京市高級人民法院、最高人民法院に招かれ、専利法、専利行政訴訟、専利侵害認定指南などの司法解釈の作成にも参加した。

3、専利出願、専利鑑定などの非訴訟業務の特長  
 1) 訴訟経験をベースとする専利出願業務  
 ・専利出願書類に隠され、専利権付与後の権利主張に不利な記載を事前に回避し、専利出願の品質を改善することができる。  
 ・OAの応答の段階で、訴訟のテクニックを駆使して審査官をよく説得すること、又はクライアントに分割出願を提案することにより、お客様の最大限の利益を確保する。  
 ・OA応答の機会を利用して特許出願書類に存在するミスを解消するのが得意である。  
 2) 訴訟経験をベースとした専利鑑定業務  
 専利権侵害鑑定、専利権安定性鑑定などの業務において、お客様の法的リスクを有効に予測し回避できるよう正確な鑑定意見を提供できる。